業務的速報



No. 11

発行 21. 7. 14

JR東労組 業務部

(判5号)

「現業機関における柔軟な働き方の実現について」に関する解明申し入れ 第2回団体交渉を行う! その①

6. 統括センター及び営業統括センターの新設に伴う「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」等に関する事業場の考え方について明らかにすること。

組合事業場の考え方は、現行と変わるのか。

過半数代表者、安全衛生委員会の考え方は変わるのか。

会社 一つの事業場になるので、36協定の考え方、取り 扱いについて変わるものではない。

一つの事業場なので、考え方は変わらない。衛生管理 者、防災責任者等の配置は法令に則って行っていく。

7. 統括センター及び営業統括センターの業務内容を明らかにすること。

組合 営業統括センターに乗務員区を加えて統括センターへ段階的に設置していくことはあるのか。

業務が融合することで担務の位置づけ は変わるのか。

統括センターで動力車免許があれば全員 乗務することになるのか。

運転士指導なども業務の融合はあるのか。

営業統括センターと乗務員区の兼務・連 携とは?

統括センターの運営はどのようにするの か?

地区指導センター、地区センターの機能、 業務はどう引き継がれるのか。 会社 最初から統括センター、段階的に統括センターなど、ケースバイケースで行っていく。

現在の業務は、担務としてどこかに軸足を置いているが、 実態を踏まえてノウハウを活かすことを推進していきたい。 資格を伴い発令が必要なものは今後も発令する。

理想は全員が乗務できればいいが、運転士養成には時間がかかる。ケースバイケースになるが、オールマイティーな方が一人でも多い方がいい考え方はもっている。乗務するにあたっての一定の基準を設けるつもりはないが、バランスを考えて指定していく考えである。

趣旨から言えば全ての方が対象だが、指導操縦者など、 運輸局に申請している方は、やるべきことを踏まえて判断 していく。指導担当には手当を支払っているので、その役 割に応じた仕事をしていただく。

出札・改札や地区センター、プロジェクトなど、ありとあらゆる分野である。ケースバイケースで行っていく。

本社から細かく指示するものではない。徐々に業務の融 合をしていくと考えている。

地区指導センター等の機能は各支社違うので、現実に踏まえて行っていく。

